

令和 7 年度

業務概要

(令和 6 年度事業実績)

群馬県心身障害者福祉センター

# 目 次

<b>I 心身障害者福祉センターの概要</b>	
1 設置目的	..... 1
2 沿革	..... 1
3 組織・業務分掌	..... 2
<b>II 業務概要</b>	
1 身体障害者関係業務	
(1)相談・判定業務	..... 3
(2)研修	..... 3
(3)地域リハビリテーション事業	..... 3
(4)身体障害者手帳交付事務	..... 3
2 知的障害者関係業務	
(1)相談・判定業務	..... 4
(2)通所指導	..... 4
(3)スーパーバイズ事業	..... 4
(4)研修	..... 4
(5)療育手帳交付事務	..... 4
3 障害者施設入所調整関係業務	
(1)群馬県障害者施設入所調整委員会の設置運営	..... 5
(2)群馬県障害福祉サービス事業所利用に関わるガイドラインの運用推進	..... 5
4 群馬県障害者自立支援協議会アドバイザー業務	
(1)群馬県障害者自立支援協議会	..... 6
(2)アドバイザー会議の運営	..... 6
<b>III 令和6年度業務実績</b>	
1 身体障害者関係業務	
(1)相談・判定の状況	..... 7
ア 年齢別・障害別相談状況	..... 7
イ 相談・判定実施状況	..... 8
ウ 市町村別相談状況	..... 9
エ 巡回相談・在宅重度訪問診査支援事業の実施状況	..... 10
(2)研修	..... 11
(3)地域リハビリテーション事業	..... 11
在宅生活相談	
(4)身体障害者手帳交付事務	..... 11
身体障害者手帳交付等実績	
2 知的障害者関係業務	
(1)相談・判定の状況	..... 12
ア 年齢別相談状況	..... 12
イ 相談・判定実施状況	..... 12
ウ 療育手帳にかかる判定状況	..... 12
エ 巡回相談・在宅訪問診査の実施状況	..... 13

オ 電話相談・来所相談の状況	.....	14
(2)通所指導の状況	.....	14
(3)スーパーバイズ事業の状況	.....	14
(4)研修	.....	14
(5)療育手帳交付事務	.....	15
療育手帳交付等実績		
3 障害者施設入所調整関係業務		
(1)群馬県障害者施設入所調整委員会の開催状況	.....	16
(2)入所調整結果	.....	16
ア 身体障害者支援施設	.....	16
イ 知的障害者支援施設	.....	16
ウ 入所調整委員会で調整対象としている施設	.....	17
(3)関係機関への情報提供	.....	17
4 群馬県障害者自立支援協議会市町村協議会支援の状況		
(1)市町村協議会参加	.....	18
(2)アドバイザーミーティングの開催	.....	18
5 その他の業務		
講師の派遣等	.....	18

#### IV 資料編

1 身体障害に関する相談者の年齢別の年度推移	.....	19
2 身体障害に関する相談・判定実施状況の年度推移	.....	19
3 身体障害者手帳所持者の状況		
(1)令和6年度末現在身体障害者手帳所持者の状況	.....	20
(2)障害別所持者数	.....	21
(3)等級別所持者数	.....	21
(4)市町村別所持者数	.....	21
(5)市町村別障害別内訳表	.....	22
(6)身体障害者手帳所持者数の推移	.....	24
4 知的障害に関する相談・判定の推移	.....	25
5 療育手帳所持者の状況		
ア 市町村別・障害程度別交付状況	.....	26
イ 令和6年度末現在療育手帳所持者数	.....	27
ウ 療育手帳所持者数の推移	.....	28



## I 心身障害者福祉センターの概要

1 設 置 目 的

2 沿 革

3 組織・業務分掌

# I 心身障害者福祉センターの概要

## 1 設置目的

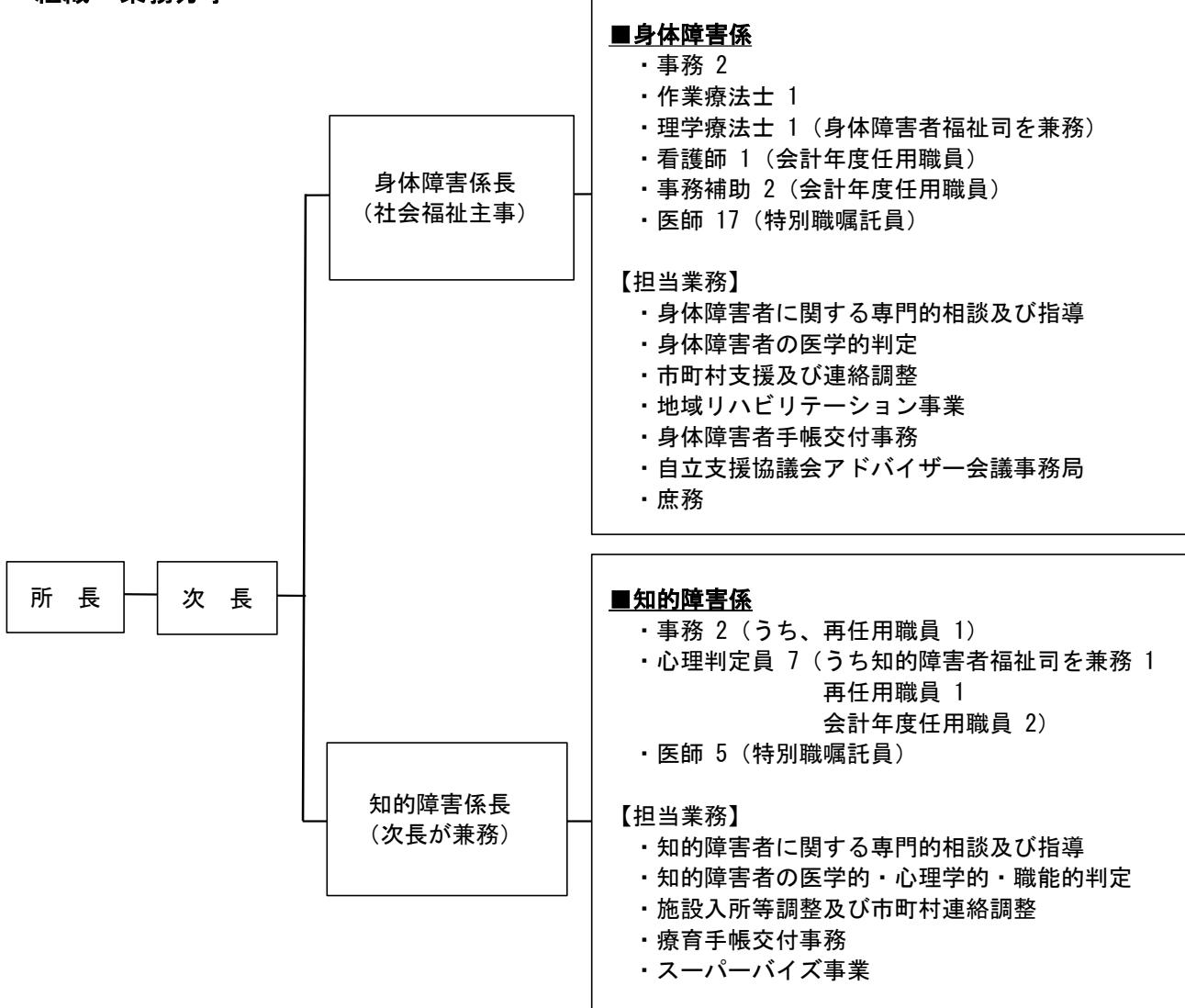
群馬県心身障害者福祉センターは、身体障害者福祉法第11条第1項の規定に基づく身体障害者更生相談所及び知的障害者福祉法第12条第1項の規定に基づく知的障害者更生相談所として位置づけられており、市町村に対する専門的・技術的支援助言、市町村の行う援護に関する医学的・心理学的及び職能的判定、障害者や家族に対する専門的・技術的相談指導、及び市町村相互間の連絡調整等を行うほか、身体障害者手帳及び療育手帳の交付、並びに市町村相談支援事業の支援を行う専門相談機関として設置されている。

## 2 沿革

- 昭和26年 4月 1日 身体障害者更生相談所及び義肢製作所の仮事務所が前橋市大手町二丁目6-5（旧 済生会病院内）に開設される。
- 昭和26年 6月 1日 義肢製作所を前橋市天川大島町986（旧 婦人相談所）に移転する。
- 昭和26年10月 1日 身体障害者更生相談所と義肢製作所を統合し、前橋市紅雲町一丁目7-12（現 群馬県住宅供給公社）に移転する。
- 昭和29年10月 1日 群馬大学医学部附属病院の協力を得て、整形外科、眼科、耳鼻科、精神科の医師を嘱託として委嘱する。
- 昭和33年 4月 1日 身体障害者更生指導所を新設する（旧 工業試験場跡地）。
- 昭和34年 7月 1日 整形外科の相談者増加に伴い、整形外科の専任医師を任命し医療法に定める診療所の許可を受け診断、判定の業務を開始する。
- 昭和35年11月 1日 精神薄弱者更生相談所（前橋市紅雲町一丁目7-12）を身体障害者更生相談所に併設し、身体障害者及び知的障害者の相談業務を一本化する。
- 昭和42年10月 1日 身体障害者福祉法の一部改正により、心臓、呼吸器の機能障害者が身体障害者の範囲に加えられたことに伴い、新たに内科医師を嘱託として内部障害者の診断を開始する。
- 昭和44年 4月 1日 身体障害者更生相談所、義肢製作所及び身体障害者更生指導所を統合し、「身体障害者福祉センター」とする（統合に伴い、身体障害者更生指導所の名称は肢体不自由者更生施設とした）。（設置場所は前橋市国領町二丁目21-22）  
同時に、精神薄弱者更生相談所を前橋市下小出町690（旧 中央児童相談所）に移転し、身体障害業務と知的障害業務を分離する。
- 昭和53年 4月 1日 身体障害者福祉センターに精神薄弱者更生相談所を再統合して「心身障害者福祉センター」を心身障害者福祉の統合機関とする。  
なお、行政組織機構改革に伴い、身体障害者・精神薄弱者両更生相談所に開設されていた診療所を廃止し、新たに「群馬県心身障害者福祉センター診療所」の開設認可を受ける。（診療科目：整形外科・眼科・内科・神経科・耳鼻咽喉科・精神科の6科、開設認可53. 4. 1指令番号78号）
- 昭和59年 3月31日 運動場用地を整備（センター西隣設置1,690.32m<sup>2</sup>）し、入所者の機能回復訓練の充実向上を図る。
- 昭和61年 4月 1日 泌尿器科の医師を嘱託として委嘱する。
- 昭和62年 4月 1日 行政組織機構改革により、義肢課が群馬県立義肢製作所として独立し、社会福祉法人群馬県社会福祉事業団の運営となる。
- 平成 5年 4月 1日 庶務課が総務課に名称変更となる。
- 平成 6年 4月 1日 身体障害福祉法の一部改正に伴い、市町村相互間の連絡調整等の機能充実を図るため、身体障害調整課を設置する。
- 平成 9年 3月31日 併設の肢体不自由者更生施設を廃止する。
- 平成10年 1月30日 前橋市新前橋町13番地の12に新たに建設された「群馬県社会福祉総合センター」に移転する。
- 平成11年 4月 1日 精神薄弱者更生相談所が知的障害者更生相談所に名称変更となる。

平成12年 4月 1日	地方分権一括法の施行により、更生相談所の名称規制の弾力化に伴い身体障害者更生相談所及び知的障害者更生相談所の名称を廃止した。
平成14年 4月 1日	グループ制の導入により、身体障害グループと知的障害グループの2グループ制となる。
平成15年 4月 1日	療育手帳交付事務が県障害政策課から当所へ移管される。
平成17年 4月 1日	身体障害者手帳交付事務が県障害政策課から当所へ移管される。
平成19年 4月 1日	障害児療育支援事業が当所の所管となる。
平成20年 4月 1日	係制への移行により、身体障害係と知的障害係の2係制となる。 障害児療育支援事業を発達障害者支援センターへ移管する。
平成21年 4月 1日	前橋市の中核市移行に伴い、前橋市に係る身体障害者手帳交付事務を市へ移譲する。
平成23年 4月 1日	高崎市の中核市移行に伴い、高崎市に係る身体障害者手帳交付事務を市へ移譲する。
令和 3年 4月23日	開設されていた診療所を廃止する。

### 3 組織・業務分掌



※人数は5月1日現在



## II 業務概要

- 1 身体障害者関係業務
- 2 知的障害者関係業務
- 3 障害者施設等入所調整関係業務
- 4 群馬県障害者自立支援協議会アドバイザー業務

## II 業務概要

### 1 身体障害者関係業務

身体障害者福祉法第11条第2項及び第3項に規定する業務(専門的技術的な相談判定、市町村の援護の実施に関する必要な援助等)及び同法第15条に規定する業務(身体障害者手帳交付事務等)等を行った。

#### (1) 相談・判定業務

市町村からの依頼に基づき、身体障害者に関する専門的な知識及び技術を必要とする相談に応じ、必要な情報の提供や助言を行うとともに、医学的判定(補装具の要否・適合判定、自立支援医療(更生医療)の要否、特別障害者手当や障害者福祉手当等の申請に関する医学的審査等)を実施した。

判定方法は、その必要性により来所や巡回相談、在宅訪問による対面での直接判定または文書判定による。

##### ア 来所相談

相談・判定	障害区分	実施日時(祝日・年末年始を除く)		
一般相談	全て	毎週月～金曜日	9時～17時	随時
医学的判定	整形外科	第1, 2, 3, 4火曜日	10時～12時	予約制
		毎月第3木曜日	13時～15時	
		第1, 2, 4木曜日	13時～15時	
	眼科	毎月第3木曜日	13時～15時	
	耳鼻科	第1, 2, 4木曜日	9時30分～11時30分	
		第3水曜日	11時～13時	
内科	内部障害			

##### イ 巡回相談

遠隔地域における身体障害者の利便性を考慮し、県内市町村を医師(整形外科)、理学療法士、作業療法士が巡回して各種相談に応じ、判定等を行った。

##### ウ 訪問相談(在宅重度身体障害者訪問診査支援事業)

市町村が実施する在宅重度身体障害者訪問診査事業に対し、医師(整形外科)、理学療法士、作業療法士を派遣して市町村事業の支援を行った(巡回相談に併せて実施)。

#### (2) 研修

##### ア 市町村身体障害福祉業務担当者基礎研修会

市町村及び保健福祉事務所の新任身体障害者福祉業務担当者、指定相談支援事業者等を対象として、業務に必要な基礎知識を中心に研修会を実施した。

##### イ 市町村身体障害福祉業務担当者専門研修会

市町村の補装具担当職員を対象に、支給事務取扱や実物を使っての補装具に関する専門知識、技術習得のための研修会を実施した。

#### (3) 地域リハビリテーション事業

身体障害者の在宅生活を支援するため自宅等を訪問し、各種相談に応じた。

#### (4) 身体障害者手帳交付事務

身体障害者福祉法第15条に基づき、身体障害者手帳の交付及び台帳管理を行った。

## 2 知的障害者関係業務

知的障害者福祉法第12条第2項及び第3項に規定する業務(18歳以上の知的障害者の専門的技術的な相談判定、市町村の援護の実施に関する必要な援助等)、療育手帳交付業務及び各種相談への対応等を行った。

### (1)相談・判定業務

市町村からの依頼により、原則として18歳以上の知的障害者に関する専門的な知識及び技術を必要とする相談及び判定等を実施した。

判定方法は、その必要性により来所や巡回相談、在宅訪問による対面での直接判定または文書判定による。

主な判定の種類と判定方法は次のとおり。

- ① 知的障害の判定…心理学的判定・医学的判定及び社会調査結果に基づく総合判定
- ② 療育手帳(新規・再判定)にかかる判定…①と同じ。
- ③ その他、障害基礎年金・手当等診断書作成にかかる判定…①と同じ

#### ア 来所相談

相 談 ・ 判 定	実 施 日 時 (祝日・年末年始を除く)		
一 般 相 談	毎週月～金曜日	9時～17時	随 時
心理学的・職能的判定	(毎月2回) 水曜日 毎週木曜日	10時～15時	
医学的判定 (精 神 科)	第1, 2, 4金曜日 最終火曜日	13時～15時	予約制

#### イ 巡回相談・在宅訪問

遠隔地域における知的障害者の利便性を考慮し、県内市町村を医師(精神科)、心理判定員、知的障害者福祉司等が巡回して各種相談に応じ、判定等を行った。

また、巡回相談会場への来場が困難な方を対象に在宅訪問による各種相談・判定を行った。

### (2)通所指導

知的障害に関する相談者のうち、継続的な関わりが必要と判断した事例について、主に精神面の安定を図ることで対象者や対象者家族の生活の向上・安定を図ることを目的として、心理判定員又はケースワーカーによる定期的な個人面接(通所)や電話による指導・助言を実施した。

### (3)スーパーバイズ事業

行動上の問題を呈する知的障害者の対応に苦慮する施設職員等に対して、専門家による講義や演習を通じて、障害特性や支援方法等に関する助言・指導を行った。

### (4)研修

#### ア 市町村知的障害福祉業務担当者基礎研修会

市町村及び児童相談所等の新任知的障害福祉業務担当者を対象として、業務に必要な基礎知識を中心に研修会を実施した。

#### イ 市町村知的障害福祉業務担当者専門研修会

市町村知的障害福祉業務担当者等を対象として、より専門的な知識・技術の習得を目的に専門研修を実施した。

### (5)療育手帳交付事務

群馬県療育手帳に関する規則に基づき、療育手帳の交付及び台帳管理を行った。

### 3 障害者施設入所調整関係業務

#### (1) 群馬県障害者施設入所調整委員会の設置運営

##### ア 設置目的

障害者総合支援法に規定する支援施設の入所利用にあたり、関係者による協議により、公平かつ公正で円滑な入所及び利用が確保できるよう、市町村間の調整を図る。

##### イ 構成員

①利用者代表	2名	身体障害者団体代表	1名
		知的障害者団体代表	1名
②市町村代表	4名	市町村障害者福祉担当課長	4名
③施設・事業所代表	5名	支援施設・障害福祉サービス事業所等代表	5名
④相談支援専門員代表	1名	相談支援専門員協会	1名
⑤学校代表	1名	特別支援学校代表	1名
⑥県関係	3名	県障害政策課長、中央児童相談所長 心身障害者福祉センター所長	3名

##### ウ 調整の範囲及び方法

支援施設に空床が発生した場合は、入所調整委員会が作成した待機者名簿に基づき、支援施設が入所待機者等に入所意向の確認を行う（特別な事由による調整は入所調整委員会で対応）。

#### (2) 群馬県障害福祉サービス事業所利用に関わるガイドラインの運用推進

##### ア 目的

「群馬県障害福祉サービス事業所利用に関わるガイドライン」は、特別支援学校等の在学生が卒業後、公平かつ公正で円滑な障害福祉サービス等を利用できるよう、利用申込受付から利用契約手続きまでについて定めた指針であり、県内すべての事業者に協力を求めている。市町村や事業所、特別支援学校等と指針を共有してその運用を図っている。

##### イ 対象

###### ①障害福祉サービス事業の種類

生活介護、自立訓練（機能訓練、生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型、B型）

###### ②事業所

群馬県内に所在する事業所

##### ウ 施行日

平成29年4月1日

## 4 群馬県障害者自立支援協議会アドバイザー業務

### (1) 群馬県障害者自立支援協議会

群馬県全体での障害者相談支援体制の構築や仕組みづくりに関し主導的役割を担う協議の場として、群馬県障害者自立支援協議会（事務局：県障害政策課）が設置されている。

当該協議会には相談支援アドバイザー（有識者）を構成員とするアドバイザーミーティングが設けられており、心身障害者福祉センターは、「市町村協議会支援」部門の事務局を担当する他、アドバイザーとして、市町村協議会の活動を支援した。

#### ア 県自立支援協議会の構成

名称	概要
群馬県障害者自立支援協議会	○群馬県全域の相談支援体制の構築 ○相談支援従事者等の人材育成・研修のあり方 ○専門的分野における支援方策 ○群馬県障害福祉計画等の策定及び進捗状況の確認 等
アドバイザーミーティング	○相談人材育成支援及び市町村協議会支援を行うため、相談支援に係る研修の企画・実施及び市町村協議会へのアドバイザー派遣を行う。

上記のほか、サブ協議会として下記の3つの部会が設置されている。

- ・退院促進支援
- ・強度行動障害支援
- ・施設等人材育成充実

※いずれも事務局は県障害政策課が担当

#### イ アドバイザーミーティングの構成

名称	事務局
相談人材育成	県障害政策課
市町村協議会支援	心身障害者福祉センター

### (2) アドバイザーミーティングの運営

#### ア アドバイザーミーティングの概要

アドバイザーミーティングを年3回開催し、次の項目について協議・検討を行った。

- ① 市町村協議会の開催状況及び検討内容の把握
- ② 市町村協議会への支援の方向性の確認等

#### イ アドバイザーの活動内容

市町村協議会の運営、相談支援体制の状況、地域の課題を把握するため、市町村協議会定例会議等へ参加するとともに、必要な助言、支援を行った。



### **III 令和6年度業務実績**

- 1 身体障害者関係業務**
- 2 知的障害者関係業務**
- 3 障害者施設等所調整関係業務**
- 4 群馬県障害者自立支援協議会市町村協議会支援の状況**
- 5 その他の業務**

### III 令和6年度業務実績

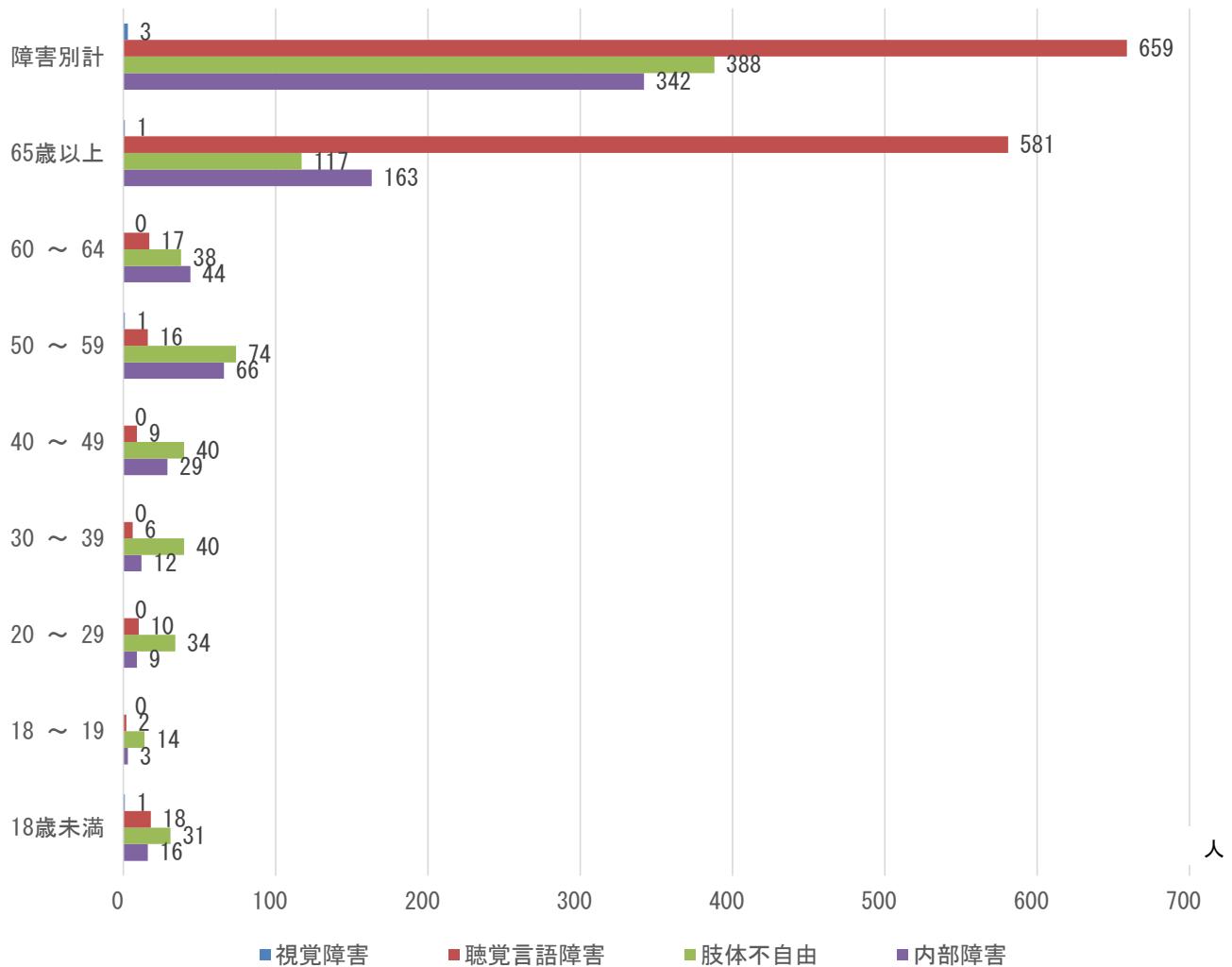
#### 1 身体障害者関係業務

##### (1) 相談・判定の状況

###### ア 年齢別・障害別相談状況

(単位：人)

年齢	区分	視覚障害	聴覚言語障害	肢体不自由	内部障害	合計(人)	構成比(%)
18歳未満		1	18	31	16	66	4.7
18～19		0	2	14	3	19	1.4
20～29		0	10	34	9	53	3.8
30～39		0	6	40	12	58	4.2
40～49		0	9	40	29	78	5.6
50～59		1	16	74	66	157	11.3
60～64		0	17	38	44	99	7.1
65歳以上		1	581	117	163	862	61.9
合計(人)		3	659	388	342	1,392	
構成比(%)		0.2	47.3	27.9	24.6		
18歳以上 (再掲)		2	641	357	326	1,326	95.3



イ 相談・判定実施状況

障害区分	相談の状況					判定の状況				
	人数		相 談 内 容 (件)			人数		判 定 内 容 (件)		
			自立支援医療 (更生医療)	補装具	生活・その他			自立支援医療 (更生医療)	補装具	生活・その他
視覚障害	所内	来所						来所		
		文書	3			3		文書		3
		計	3			3		計		3
	巡回	巡回						巡回		
		在宅						在宅		
		計						計		
	計		3		3	3		計		3
聴覚障害（音声言語）	所内	来所	17		17		17	来所	17	
		文書	642	3	621	18	642	文書	642	3
		計	659	3	638	18	659	計	659	3
	巡回	巡回						巡回		
		在宅						在宅		
		計						計		
	計		659	3	638	18	659	計	659	3
肢体不自由	所内	来所	143		143		143	来所	143	
		文書	190	1	120	69	190	文書	190	1
		計	333	1	263	69	333	計	333	1
	巡回	巡回	55		55		55	巡回	55	
		在宅						在宅		
		計	55		55		55	計	55	
	計		388	1	318	69	388	計	388	1
内部障害	所内	来所						来所		
		文書	330	320		22	342	文書	330	320
		計	330	320		22	342	計	330	320
	巡回	巡回						巡回		
		在宅						在宅		
		計						計		
	計		330	320		22	342	計	330	320
計	所内	来所	160		160		160	来所	160	
		文書	1,165	324	741	112	1,177	文書	1,165	324
		計	1,325	324	901	112	1,337	計	1,325	324
	巡回	巡回	55		55		55	巡回	55	
		在宅						在宅		
		計	55		55		55	計	55	
	計		1,380	324	956	112	1,392	計	1,380	324

## ウ 市町村別相談状況

(単位：件)

	整形外科	耳鼻科	内科	眼科	計	
市	前橋市	61	116	32	2	211
	高崎市	68	114	78		260
	桐生市	25	48	7		80
	伊勢崎市	31	51	56		138
	太田市	39	55	22		116
	沼田市	10	25	3		38
	館林市	23	14	17		54
	渋川市	22	39	8		69
	藤岡市	8	22	1		31
	富岡市	12	11	33		56
	安中市	11	32	29		72
	みどり市	14	11	11		36
町村	榛東村		9	1		10
	吉岡町	5	9	2		16
	上野村		1			1
	神流町					
	下仁田町	1	6	7		14
	南牧村	1				1
	甘楽町	2	1	2		5
	中之条町	7	14	1		22
	長野原町	3	1	6		10
	嬬恋村	3	1			4
	草津町	1	7			8
	高山村		1			1
	東吾妻町	7	12	1		20
	片品村	1		1		2
	川場村		1			1
	昭和村	4	4	1		9
	みなかみ町	1	14			15
	玉村町	7	13	3		23
	板倉町	1	8			9
	明和町		1	1		2
	千代田町	3	3	3		9
	大泉町	6	10	10	1	27
	邑楽町	9	5	6		20
県外		2				2
合計		388	659	342	3	1,392

(注) 県外2件は、東京都及び埼玉県。

エ 巡回相談・在宅重度訪問診査支援事業の実施状況

<上段:実施日、下段:実施会場>

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
前 橋													
高 崎													
渋 川													
藤 岡						7日 藤岡市					5日 藤岡市		2回
富 岡			5日 富岡市						4日 富岡市				2回
吾 妻													
沼 田				3日 沼田市				6日 沼田市				5日 沼田市	3回
伊勢崎		8日 伊勢崎市				4日 伊勢崎市				8日 伊勢崎市			3回
桐 生	17日 桐生市			10日 みどり市			9日 桐生市			15日 みどり市			4回
太 田			12日 太田市			11日 太田市			11日 太田市			12日 太田市	4回
館 林		15日 館林市			21日 館林市			13日 館林市			12日 館林市		4回
月計	1回	2回	2回	2回	2回	2回	1回	2回	2回	2回	2回	2回	22回

※各回とも、科目は整形外科のみ。

※桐生圏域については、桐生市・みどり市で交互に実施。

(2) 研修

研修名	日程	会 場	出席者 (人)	内 容
市町村身体障害福祉業務担当者基礎研修会	令和6年 6月7日	社会福祉総合 センター	43	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務概要</li> <li>・身体障害者手帳</li> <li>・補装具判定（適合含）</li> <li>・自立支援医療（更生医療）</li> <li>・巡回相談</li> <li>・地域リハビリ</li> </ul>
市町村身体障害福祉業務担当者専門研修会	令和6年 10月30日	W e b 開催	38	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障害者手帳の交付</li> <li>・自立支援医療（更生医療）</li> <li>・補装具給付事務</li> <li>・その他</li> </ul>

(3) 地域リハビリテーション事業

在宅生活相談

① 訪問件数・従事者

訪問件数	職種別訪問数（件）				
	医師	看護師	理学療法士	作業療法士	福祉司
	24	-	-	16	8
	-	-	16	8	-

② 相談項目別の内訳

項 目	件 数	内 容
補装具	16	重度障害者用意思伝達装置（10件） 電動車椅子（6件）
福祉機器	-	
住宅改造	12	屋外アプローチ関連改造（スロープ・手すり・階段昇降機等）（6件） 玄関改造（2件） トイレ改造（1件） その他の居室（台所・廊下・居間・寝室等）改造（3件）
機能回復訓練	-	
その他	-	
合 計	28	

(4) 身体障害者手帳交付事務

身体障害者手帳交付等実績（前橋市・高崎市交付分を除く）

新規交付 2,925件

再交付	1,445件	(内訳)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・程度変更、再認定</li> <li>・紛失</li> <li>・破損</li> <li>・その他</li> </ul>	1,137件
				177件
				130件
				1件

返還	3,073件	(内訳)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・死亡</li> <li>・非該当（自主返還含む）</li> </ul>	3,049件
				24件

記載事項変更	852件	(内訳)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県外からの転入</li> <li>・県外への転出</li> <li>・県内での居住地変更</li> <li>・氏名</li> </ul>	155件
				110件
				554件
				33件

## 2 知的障害者関係業務

### (1) 相談・判定の状況

ア 年齢別相談状況 (単位：人)

年齢区分	人数
18～20	306
21～30	80
31～40	20
41～50	14
51～60	14
61歳以上	3
計(人)	437

### イ 相談・判定実施状況

相談の状況				判定の状況				判定書等 交付件数					
実人数 (人)		相談内容(件)		判定内容(件)									
		療育手帳	生活(年金等)	職親・その他	計	医学的判定	心理的判定	職能的判定	計	療育手帳			
所内	来所	342	342	63	24	429	308	342	0	650	342	0	342
	文書	28	28	0	0	28	0	28	0	28	28	0	28
	計	370	370	63	24	457	308	370	0	678	370	0	370
巡回	巡回	66	64	22	4	90	62	64	0	126	64	0	64
	在宅	1	3	0	0	3	2	3	0	5	3	0	3
	計	67	67	22	4	93	64	67	0	131	67	0	67
計		437	437	85	28	550	372	437	0	809	437	0	437

### ウ 療育手帳にかかる判定状況

(人)

		最重度 A1	重度 A2	総合重度 A3	中度 B1	軽度 B2	小計	非該当 判定	判定 保留	合計
新規判定	県内居住者	1	3	0	6	28	38	0	1	39
	県外からの転入者	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	1	3	0	6	28	38	0	1	39
再判定		53	60	2	95	187	397	1	0	398
計		54	63	2	101	215	435	1	1	437

(注1) 新規判定とは、初めて手帳を取得するための判定のことであり、再判定は、手帳取得後の判定をいう。

(注2) A3 : 総合重度（知的障害中度と身体障害1～3級の合併）

## 工 巡回相談・在宅訪問診査の実施状況

&lt;上段:実施日、下段:実施会場&gt;

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
前 橋													
高 崎 安 中													
渋 川													
藤 岡													
富 岡						2日 富岡市				3日 甘楽町			2回
吾 妻			3日 長野原町					11日 高山村					2回
沼 田				18日 沼田市			7日 沼田市			20日 沼田市			3回
伊勢崎													
桐 生		13日 桐生市							19日 みどり市			3日 桐生市	3回
太 田			20日 太田市				17日 太田市		2日 太田市		20日 太田市		4回
館 林		9日 大泉町		1日 館林市	5日 館林市	19日 館林市		21日 館林市		16日 大泉町		13日 館林市	7回
月別計		2回	2回	2回	1回	2回	2回	2回	2回	2回	2回	2回	21回

才 電話相談・来所相談の状況

相談者別	件 数	相談内容別	件 数	対応別	件 数
市町村福祉	38	施設入所	39	助言指導	72
医療関係	5	手帳	28	情報提供	24
教育関係	1	医療・保健	2	他機関紹介	2
施設	12	職業相談	5	カウンセリング	9
本人	16	福祉制度	15	その他	9
家族	20	話を聞いてほしい	2		
その他	24	対応の仕方	5		
		その他	20		
計	116	計	116	計	116

(2) 通所指導の状況

就労先や施設、地域などに馴染めず、諸々の問題行動を起こしたり、ひきこもりがちなケースへの支援を目的として、本人・家族又は施設職員等を対象にカウンセリングやケースワークを実施した。

実人員	来所・訪問（延べ）	電話（延べ）
3人	12回	11回

(3) スーパーバイズ事業の状況

行動障害上の問題を呈する知的障害者の対応に苦慮する施設職員等に対して、専門家による講義や演習を通じて、障害特性や支援方法等に助言を行う事業を実施した。

実施時期	実施回数	参加者数（延べ）
合同研修（6/18、7/16）	2回	23名
グループ1（8/20、9/17）	2回	10名
グループ2（10/19、11/16）	2回	40名
グループ3（1/14、3/4）	2回	8名
フォローアップ研修（2/18）	1回	5名
計	9回	86名

(4) 研修

市町村等における知的障害者福祉業務が円滑に推進されるよう担当職員研修を行った。

研修名	日程	会場	出席者	内 容
市町村知的障害福祉業務担当者基礎研修会	令和6年5月20日	W e b 開催	32市町村他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談調査事項と判定業務</li> <li>・療育手帳について</li> <li>・知的障害の定義及び判定の基準等</li> </ul>
市町村知的障害福祉業務担当者専門研修会	令和6年12月25日	社会福祉総合センター	18市町村他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・シンポジウム「困難ケースの対応」</li> <li>・シンポジウム「根拠の集め方等」</li> <li>・担当業務に係るグループワーク</li> </ul>

(5) 療育手帳交付事務

療育手帳交付等実績

上記のうち 新規交付

1,913 件

再交付

710 件

記載事項変更

175 件

返還

853 件

175 件

市町村別・事由別交付件数

(単位：件)

	新規交付	再交付	記載事項変更	返還	計
前橋市	117	32	146	16	311
高崎市	131	33	134	29	327
桐生市	29	11	54	11	105
伊勢崎市	99	25	132	27	283
太田市	89	14	97	18	218
沼田市	16	6	12	2	36
館林市	22	8	35	5	70
渋川市	31	12	33	5	81
藤岡市	21	5	28	12	66
富岡市	10	7	15	5	37
安中市	29	3	19	7	58
みどり市	17	1	27	6	51
榛東村	2	2	4	2	10
吉岡町	9		11	5	25
上野村			1		1
神流町			1		1
下仁田町	1		4	1	6
南牧村			1		1
甘楽町	3		3	2	8
中之条町	4	3	10	1	18
長野原町		1		1	2
嬬恋村	3		2	2	7
草津町	2		3		5
高山村		1	1		2
東吾妻町	4		11	2	17
片品村	1	1	2		4
川場村				1	1
昭和村	5		2		7
みなかみ町	4	1	6	3	14
玉村町	15		8	2	25
板倉町	4	2	5	2	13
明和町	3	3	6		12
千代田町	5	1	4		10
大泉町	24	2	25	6	57
邑楽町	10	1	11	2	24
県合計	710	175	853	175	1,913

### 3 障害者施設等入所調整関係業務

#### (1) 群馬県障害者施設入所調整委員会の開催状況

ア 第1回

開催方法 書面開催  
開催時期 令和6年10月  
報告 入所調整、待機者の概要等について  
通所ガイドラインについて

イ 第2回

開催方法 Web開催  
開催時期 令和7年3月  
議事 入所調整委員会設置要綱の一部改正について  
入所調整要領の一部改正について  
報告 入所調整、待機者の概要等について  
通所ガイドラインについて

#### (2) 入所調整結果

ア 身体障害者支援施設

(単位：人)

	R5年度末 待機数 A	6年度中増減			R6年度末 待機数 A+B-C-D
		入所調整 依頼件数 B	入所 C	取下げ D	
人数	33	40	42	12	19
内訳	男性	21	29	27	9
	女性	12	11	15	3
					5

イ 知的障害者支援施設

(単位：人)

	R5年度末 待機数 A	6年度中増減			R6年度末 待機数 A+B-C-D
		入所調整 依頼件数 B	入所 C	取下げ D	
人数	469	105	56	35	483
内訳	男性	334	72	39	26
	女性	135	33	17	9
					142

※上記の「年度」とは入所調整制度上は 4月 2日～翌年 4月 1日を指す。

入所調整対象外の契約入所者や同一法人内の施設間における入所者の交換は除外。

ウ 入所調整委員会で調整対象としている施設

<入所系施設>

身体障害を主とする施設	知的障害を主とする施設
桂荘	こがね荘
泉荘	赤城野荘
青空	ルンビニ一苑
大地	大平台学園
誠光荘	友貴園
グレイスホーム	都学園
あけぼのホーム	第二都学園
みらい	みのわ育成園
県立障害者リハビリテーションセンター	あすなろ荘
みつみね寮	ひのき荘
桐花園	かつら荘
東毛会はるかぜ荘	さわら荘
イシノ療護園	しきしま
	あかぎ育成園
	かおる園
	清泉園
	さくら園
	並木路荘
	めぐみの里
	薰英荘
	かんなの里
	妙義もみじ学園
	やまばと
	大原荘
	たけのこ学園
	第二天啓園
	ねもと寮
	つつじヶ丘はなぞの
	つつじヶ丘学園みたけ寮
	つつじヶ丘光の園
	エルシーヌ藤ヶ丘
	はーとふるチハヤ
	とうもうさわの寮
	ユニッツもりのいえ
	第二陽光園

(3) 関係機関への情報提供

毎月初日現在の入退所状況・待機状況一覧表等を各市町村、児童相談所等関係機関、各支援施設へ送付。また、県教育委員会には毎月初日現在の入退所状況を送付。

## 4 群馬県障害者自立支援協議会市町村協議会支援の状況

地域における相談支援体制の整備推進を図ることを目的に次のとおり、市町村協議会を支援した。

### (1) 市町村協議会参加

各市町村協議会の定例会、部会等に参加し、必要な助言、支援を行った。

#### <協議会支援活動実績>

前橋市自立支援協議会	6回	安中市自立支援協議会	6回
渋川市地域自立支援協議会	5回	藤岡市障害者自立支援協議会	1回
富岡地域自立支援協議会	7回	吾妻地域自立支援協議会	12回
利根沼田自立支援協議会	16回	玉村町障害者総合支援協議会	5回
桐生市地域自立支援協議会	8回	太田市障がい者支援協議会	5回
館林市外五町地域自立支援協議会	6回		
			計 77回

### (2) アドバイザーミーティングの開催

市町村協議会の開催状況や検討内容の把握、市町村協議会への支援の方向性の確認を行うとともに、必要に応じ群馬県障害者自立支援協議会打ち合わせ会議に報告することを目的としてアドバイザーミーティング(市町村協議会支援)を開催した。

#### 構成員

- ・相談支援アドバイザー（有識者）
- ・アドバイザー（心身障害者福祉センター職員）
- ・県障害政策課

#### 開催状況

日 程	内 容
【第1回】 令和 6年 7月 4日 (木)	<ul style="list-style-type: none"><li>・令和6年度のアドバイザー活動計画について</li><li>・令和6年度（4/1～6/12）活動状況について</li><li>・各自立支援協議会からの派遣要請について</li></ul>
【第2回】 令和 6年12月16日 (月)	<ul style="list-style-type: none"><li>・令和6年度（6/13～11/22）活動状況について</li><li>・相談支援アドバイザーの増員について</li><li>・市町村協議会の支援について</li></ul>
【第3回】 令和 7年 3月13日 (木)	<ul style="list-style-type: none"><li>・令和6年度（11/23～3月）活動状況について</li><li>・相談支援アドバイザーの派遣について</li><li>・児童発達支援と放課後等デイサービスの利用について</li><li>・ヘルパー事業所について</li><li>・介護保険と福祉の狭間にいる65歳のケースについて</li><li>・グループホームの対応について</li></ul>

## 5 その他の業務

### 講師の派遣等

専門的な見地から支援するため、県障害政策課等が主催する各種研修会に講師等を派遣した。

主催者	研 修 内 容	日 程	場 所
県障害政策課	障害支援区分認定調査員研修(事前学習)	5月10日～6月7日	Web開催(オンデマンド)
つるの会(※)	盲ろう者向け通訳・介助員養成講習会	6月22日	社会福祉総合センター

(※) NPO法人群馬県盲ろう者つるの会



## IV 資料編

- 1 身体障害に関する相談者の年齢別の年度推移
- 2 身体障害に関する相談・判定実施状況の年度推移
- 3 身体障害者手帳所持者の状況
- 4 知的障害に関する相談・判定の推移
- 5 療育手帳所持者の状況

## IV 資料編

### 1 身体障害に関する相談者の年齢別の年度推移（令和2年～令和6年度）

(単位：人)

年齢 年度	18歳未満	18～19	20～29	30～39	40～49	50～59	60～64	65歳以上	合計
R6	66	19	53	58	78	157	99	862	1,392
R5	47	16	46	46	91	205	101	942	1,494
R4	67	13	59	56	98	190	85	1,020	1,588
R3	152	18	53	57	95	171	91	984	1,621
R2	63	17	41	56	101	151	103	931	1,463

### 2 身体障害に関する相談・判定実施状況の年度推移（令和2年～令和6年度）

			R2	R3	R4	R5	R6	
相談の状況	人数	所内	来所及び文書	1,438	1,586	1,512	1,427	1,325
		巡回	巡回	25	34	54	53	55
		在宅	在宅	0	1	0	3	0
		小計	小計	25	35	54	56	55
	計（人）		計（人）	1,463	1,621	1,566	1,483	1,380
判定の状況	内容	自立支援医療(更生医療)	自立支援医療(更生医療)	544	665	579	482	324
		補装具	補装具	868	787	905	928	956
		生活・その他	生活・その他	96	169	104	84	112
		計（件）	計（件）	1,508	1,621	1,588	1,494	1,392
	内容	所内	来所及び文書	1,438	1,586	1,512	1,427	1,325
		巡回及び在宅	巡回及び在宅	25	35	54	56	55
		計（人）	計（人）	1,463	1,621	1,566	1,483	1,380
		自立支援医療(更生医療)	自立支援医療(更生医療)	544	665	579	482	324
	内容	補装具	補装具	868	787	905	928	956
		生活・その他	生活・その他	96	169	104	84	112
		計（件）	計（件）	1,508	1,621	1,588	1,494	1,392

### 3 身体障害者手帳所持者の状況

#### (1)令和6年度末現在身体障害者手帳所持者の状況

①所持者数  
　　うち、前橋市及び高崎市交付分

65,277 人

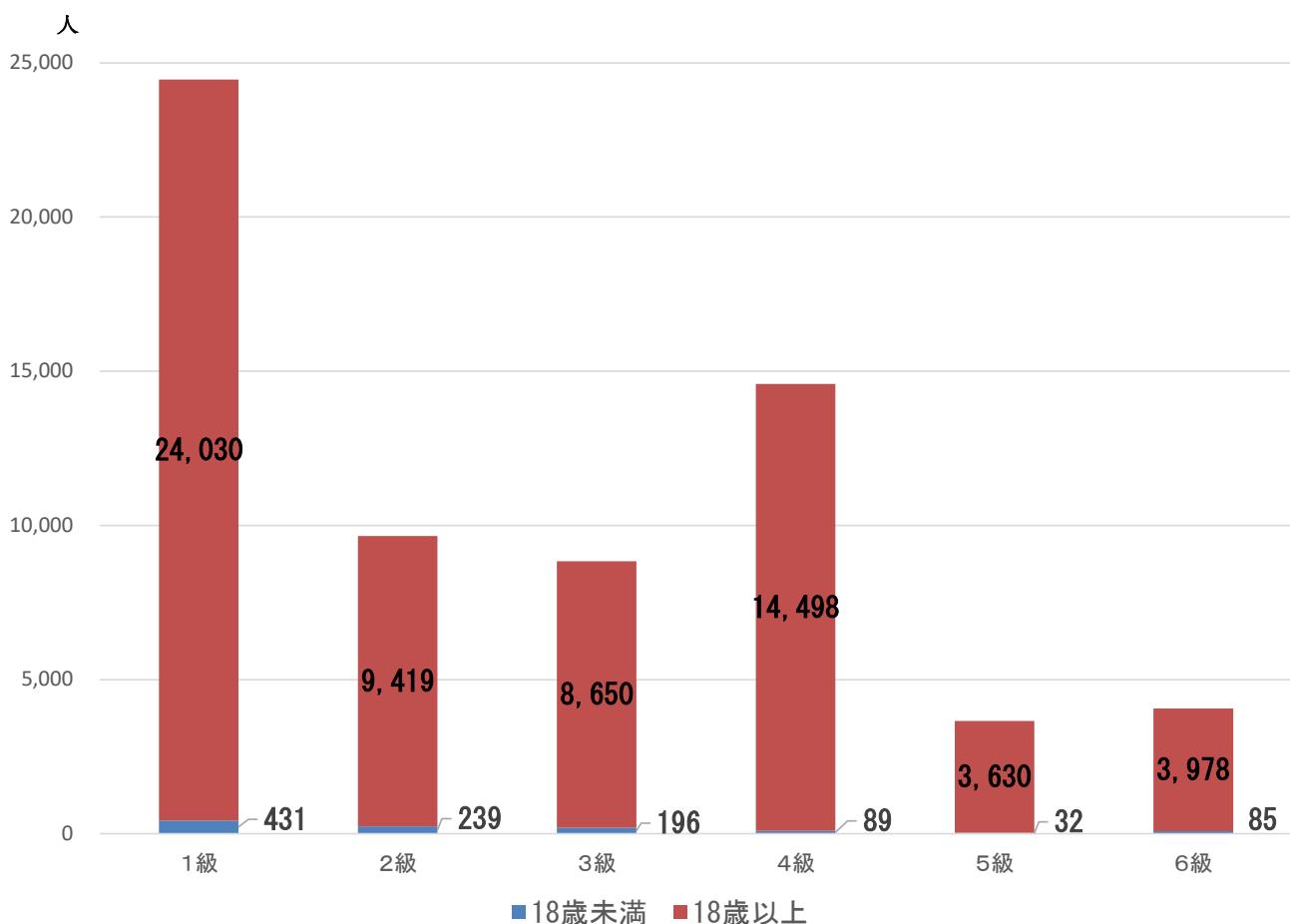
22,736 人>

#### ②障害別等級の内訳

(群馬県合計 単位:人)

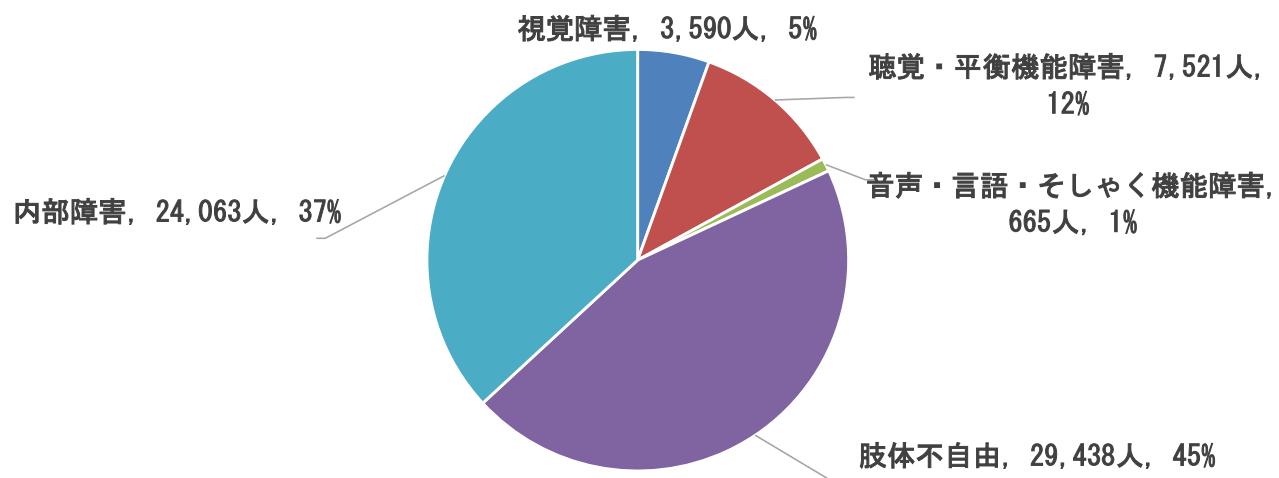
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
視覚障害	1,403 (13)	1,248 (7)	163 (2)	227 (8)	386 (7)	163 (0)	3,590 (37)
聴覚・平衡	291	1,428	814	2,714	23	2,251	7,521
機能障害	(1)	(99)	(29)	(17)	(0)	(71)	(217)
音声・言語	30	59	376	200			665
機能障害	(0)	(0)	(3)	(0)			(3)
肢体不自由	6,979 (322)	6,655 (128)	4,517 (75)	6,385 (27)	3,253 (25)	1,649 (14)	29,438 (591)
内部障害	15,758 (95)	268 (5)	2,976 (87)	5,061 (37)			24,063 (224)
計	24,461 (431)	9,658 (239)	8,846 (196)	14,587 (89)	3,662 (32)	4,063 (85)	65,277 (1,072)

\* ( )内数字は、18歳未満の内数

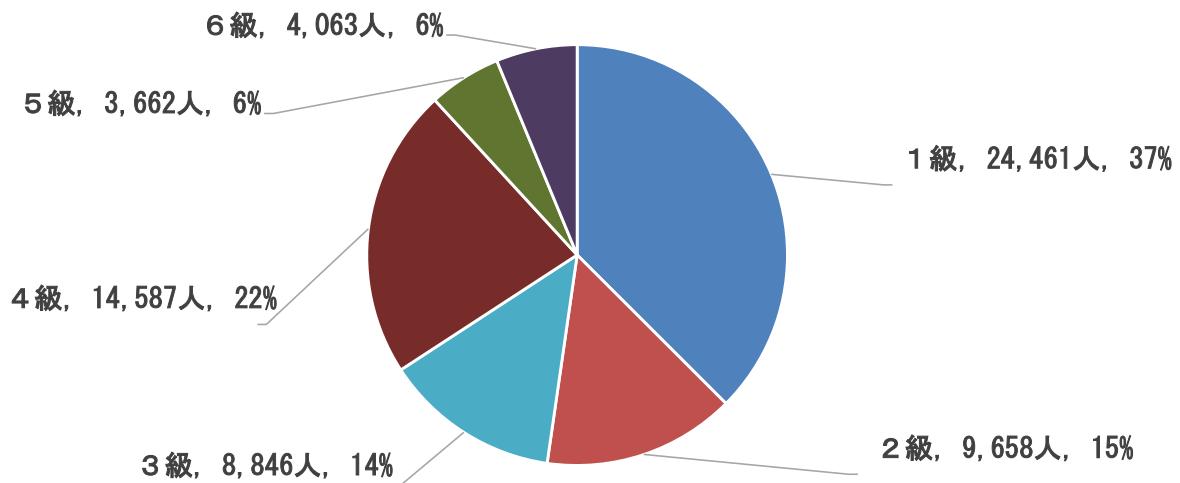


令和 7年 3月31日現在

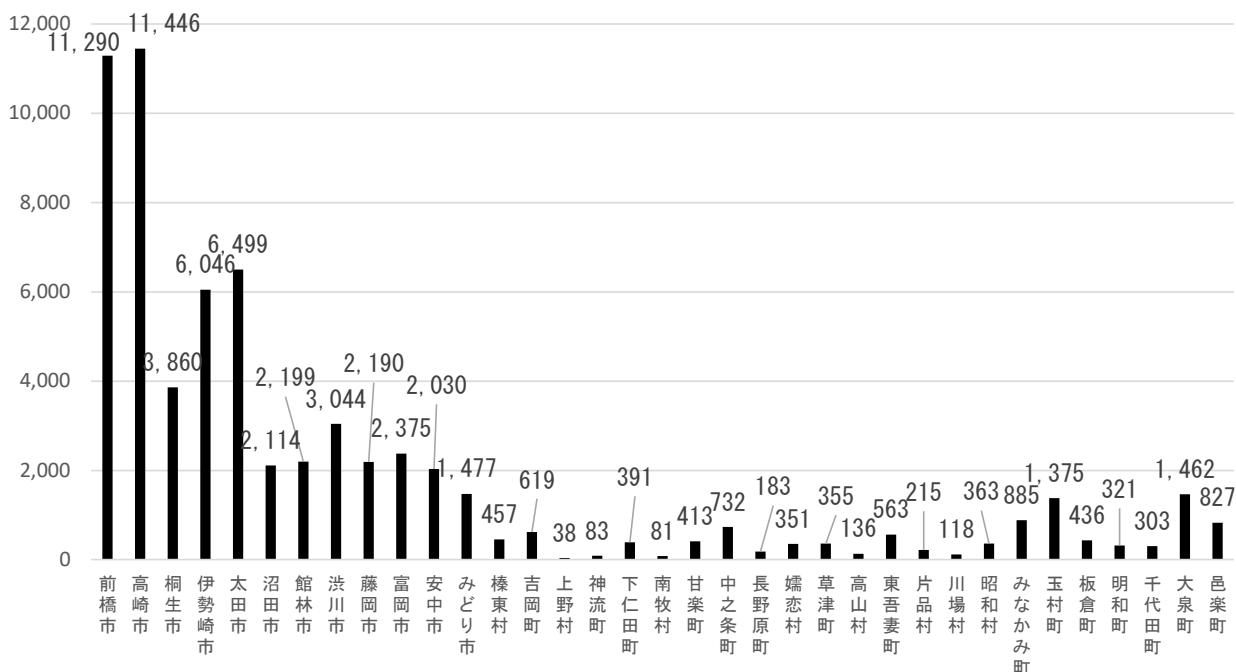
(2)障害別所持者数 (N=65,277人)



(3)等級別所持者数 (N=65,277人)



(4)市町村別所持者数 (N=65,277人)



## (5) 市町村別障害別内訳表

令和7年3月31日現在(単位:人)

市町村名	年齢区分	視覚障害	聴覚・平衡機能障害	音声・言語機能障害	肢体不自由	内部障害	合計
前橋市	18歳未満	10	41	1	99	40	191
	以上	666	1,317	108	4,945	4,063	11,099
	計	676	1,358	109	5,044	4,103	11,290
高崎市	18歳未満	7	52	1	125	39	224
	以上	641	1,195	117	5,111	4,158	11,222
	計	648	1,247	118	5,236	4,197	11,446
桐生市	18歳未満	1	4		34	9	48
	以上	183	485	35	1,643	1,466	3,812
	計	184	489	35	1,677	1,475	3,860
伊勢崎市	18歳未満	2	16	1	73	28	120
	以上	324	574	70	2,755	2,203	5,926
	計	326	590	71	2,828	2,231	6,046
太田市	18歳未満	8	36		89	35	168
	以上	312	618	77	2,856	2,468	6,331
	計	320	654	77	2,945	2,503	6,499
沼田市	18歳未満	1	9		11	5	26
	以上	124	312	13	894	745	2,088
	計	125	321	13	905	750	2,114
館林市	18歳未満	2	6		15	9	32
	以上	122	208	17	1,044	776	2,167
	計	124	214	17	1,059	785	2,199
渋川市	18歳未満		3		14	9	26
	以上	169	301	36	1,411	1,101	3,018
	計	169	304	36	1,425	1,110	3,044
藤岡市	18歳未満		11		12	6	29
	以上	128	201	22	957	853	2,161
	計	128	212	22	969	859	2,190
富岡市	18歳未満	1	11		11	5	28
	以上	119	225	21	988	994	2,347
	計	120	236	21	999	999	2,375
安中市	18歳未満		2		15	9	26
	以上	108	327	18	866	685	2,004
	計	108	329	18	881	694	2,030
みどり市	18歳未満	1	5		17	4	27
	以上	67	136	18	674	555	1,450
	計	68	141	18	691	559	1,477
榛東村	18歳未満				10	1	11
	以上	23	44	2	218	159	446
	計	23	44	2	228	160	457
吉岡町	18歳未満		1		9	5	15
	以上	43	90	11	266	194	604
	計	43	91	11	275	199	619
上野村	18歳未満				1		1
	以上	1	6		20	10	37
	計	1	6		21	10	38
神流町	18歳未満						
	以上	5	10	3	31	34	83
	計	5	10	3	31	34	83
下仁田町	18歳未満						
	以上	34	41	2	171	143	391
	計	34	41	2	171	143	391
南牧村	18歳未満						
	以上		13		38	30	81
	計		13		38	30	81
甘楽町	18歳未満		2		1		3
	以上	22	38	1	179	170	410
	計	22	40	1	180	170	413

市町村名	年齢区分	視覚障害	聴覚・平衡機能障害	音声・言語機能障害	肢体不自由	内部障害	合計
中之条町	18歳未満	1	2		3	3	9
	以上	39	178	9	238	259	723
	計	40	180	9	241	262	732
長野原町	18歳未満	1			1		2
	以上	9	39	3	81	49	181
	計	10	39	3	82	49	183
嬬恋村	18歳未満		1		2		3
	以上	13	53	4	162	116	348
	計	13	54	4	164	116	351
草津町	18歳未満				2	1	3
	以上	43	44		165	100	352
	計	43	44		167	101	355
高山村	18歳未満		1				1
	以上	6	29	2	59	39	135
	計	6	30	2	59	39	136
東吾妻町	18歳未満	2			5	2	9
	以上	24	129	5	224	172	554
	計	26	129	5	229	174	563
片品村	18歳未満		1			1	2
	以上	8	34		106	65	213
	計	8	35		106	66	215
川場村	18歳未満				1		1
	以上	5	19		61	32	117
	計	5	19		62	32	118
昭和村	18歳未満		1			2	3
	以上	17	62	4	152	125	360
	計	17	63	4	152	127	363
みなかみ町	18歳未満		2		3	1	6
	以上	58	136	11	380	294	879
	計	58	138	11	383	295	885
玉村町	18歳未満		4		6	3	13
	以上	71	136	17	598	540	1,362
	計	71	140	17	604	543	1,375
板倉町	18歳未満		1		2		3
	以上	22	58	2	193	158	433
	計	22	59	2	195	158	436
明和町	18歳未満		1		3		4
	以上	18	27	6	161	105	317
	計	18	28	6	164	105	321
千代田町	18歳未満				4		4
	以上	12	28	8	148	103	299
	計	12	28	8	152	103	303
大泉町	18歳未満		3		15	4	22
	以上	82	130	11	665	552	1,440
	計	82	133	11	680	556	1,462
邑楽町	18歳未満		1		8	3	12
	以上	35	61	9	387	323	815
	計	35	62	9	395	326	827
県計	18歳未満	37	217	3	591	224	1,072
	以上	3,553	7,304	662	28,847	23,839	64,205
	計	3,590	7,521	665	29,438	24,063	65,277

(6)身体障害者手帳所持者数の推移

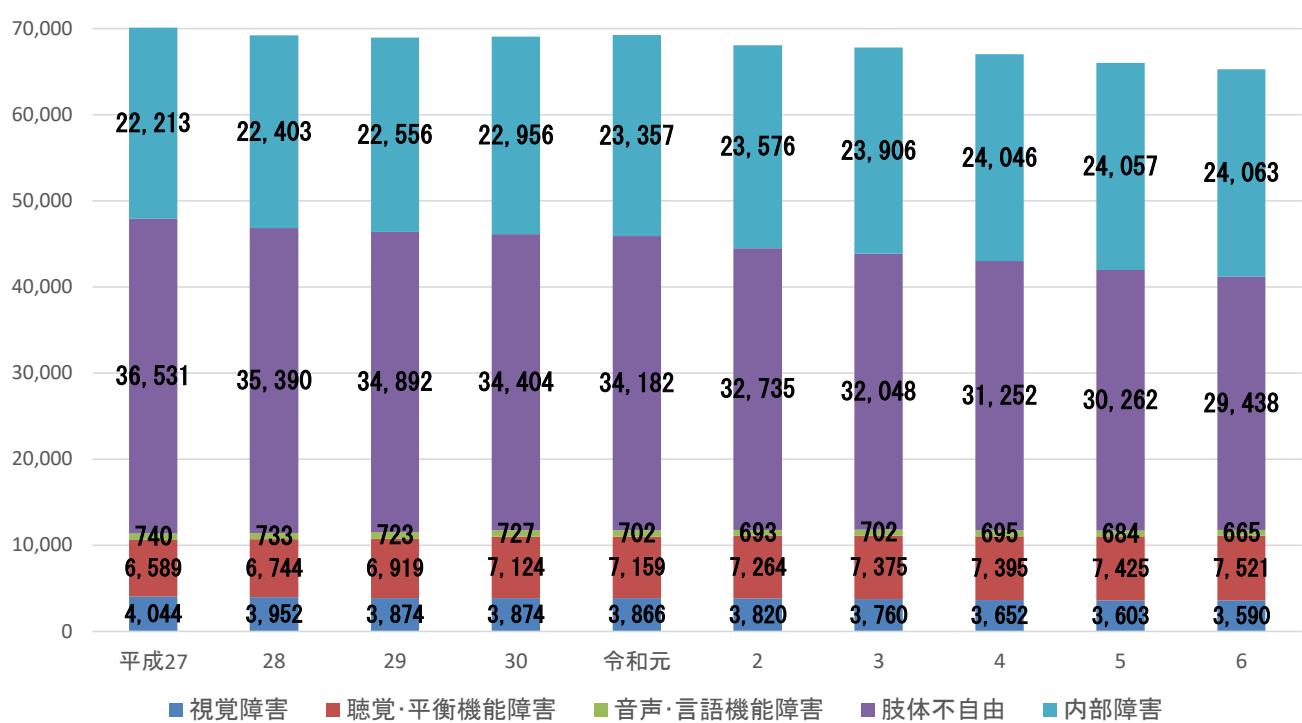
(群馬県合計)

	視覚障害	聴覚・平衡機能障害	音声・言語機能障害	肢体不自由	内部障害	計(人)
平成27	4,044	6,589	740	36,531	22,213	70,117
	1,401	2,203	228	12,158	7,943	23,933
28	3,952	6,744	733	35,390	22,403	69,222
	1,383	2,268	248	12,004	8,049	23,952
29	3,874	6,919	723	34,892	22,556	68,964
	1,373	2,313	243	11,745	8,044	23,718
30	3,874	7,124	727	34,404	22,956	69,085
	1,387	2,398	248	11,637	8,202	23,872
令和元	3,866	7,159	702	34,182	23,357	69,266
	1,395	2,417	229	11,464	8,266	23,771
2	3,820	7,264	693	32,735	23,576	68,088
	1,385	2,482	225	11,275	8,309	23,676
3	3,760	7,375	702	32,048	23,906	67,791
	1,391	2,541	233	11,028	8,329	23,522
4	3,652	7,395	695	31,252	24,046	67,040
	1,360	2,602	233	10,824	8,363	23,382
5	3,603	7,425	684	30,262	24,057	66,031
	1,347	2,592	228	10,554	8,357	23,078
6	3,590	7,521	665	29,438	24,063	65,277
	1,324	2,605	227	10,280	8,300	22,736

(注) 上段は群馬県全体、下段は中核市に移行した前橋市及び高崎市の所持者数(上段の内数)を示す。

人

障害別身体障害者手帳所持者数の推移(直近10年間)



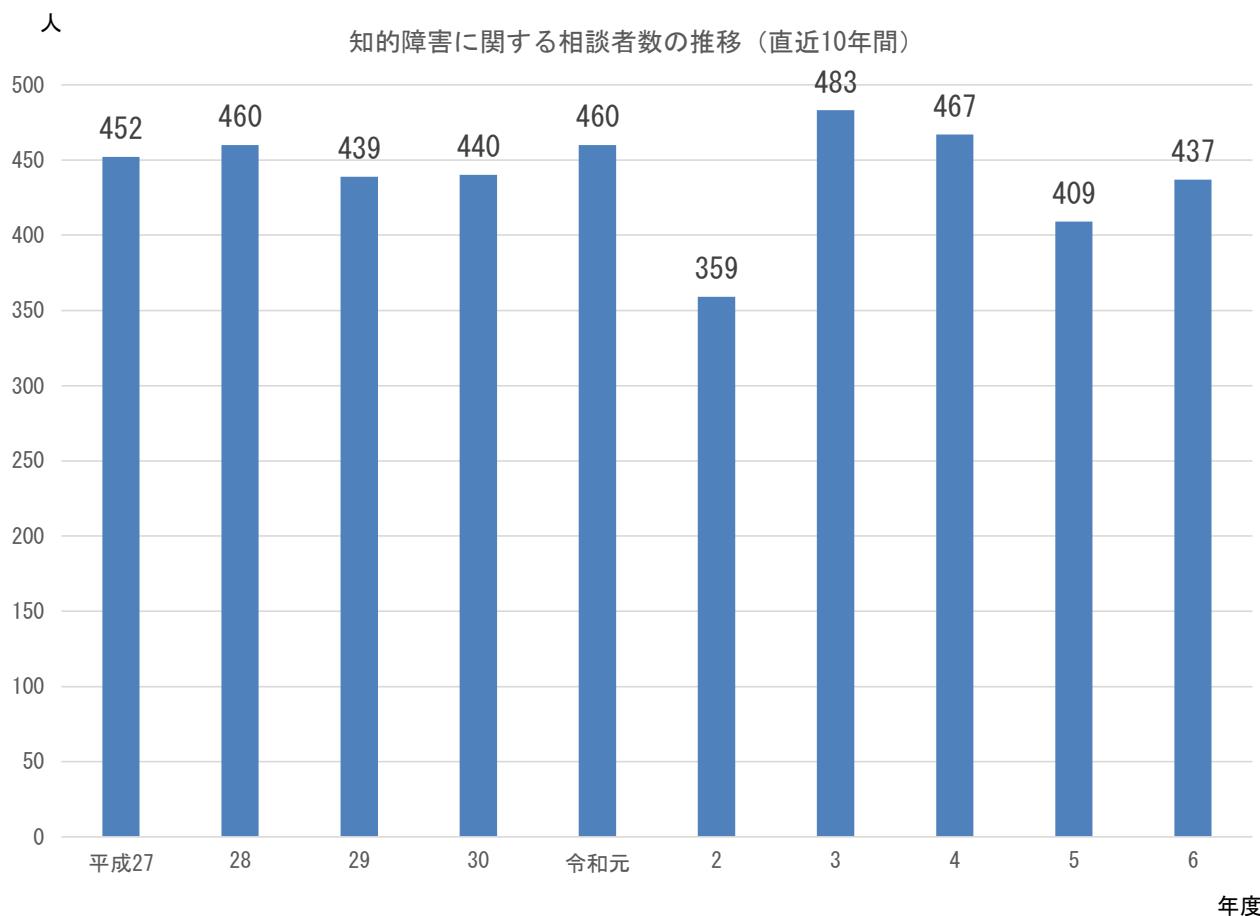
#### 4 知的障害に関する相談・判定の推移

\	相談者数（実人員(人)）				相談件数 (件)	判定件数 (件)
	来所	巡回相談	在宅訪問	計		
平成27	368	83	1	452	568	833
28	378	82	0	460	552	840
29	366	70	3	439	565	843
30	360	75	5	440	546	856
令和元	384	71	5	460	621	846
2	299	60	0	359	497	654
3	403	76	4	483	607	835
4	400	66	1	467	571	828
5	339	68	2	409	525	761
6	370	64	3	437	550	809

(注1) 施設再判定については、平成15年度から実施していない。

(注2) 他県等からの判定依頼は含まない。

(注3) 継続指導数は除く。



## 5 療育手帳所持者の状況

### ア 市町村別・障害程度別交付状況

令和 7年 3月31日現在（単位：人）

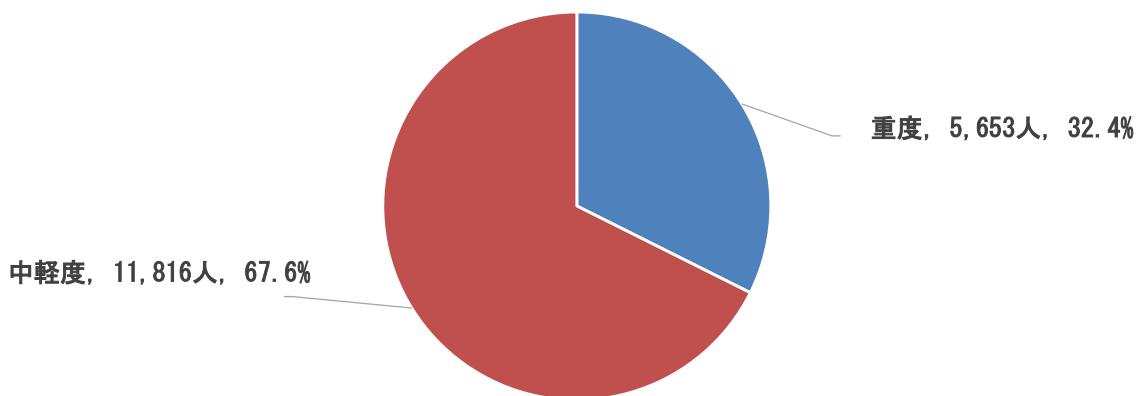
△	総計		うち重度			うち中軽度		
	18歳未満	18歳以上	小計	18歳未満	18歳以上	小計	18歳未満	18歳以上
				18歳未満	18歳以上			
県計	17,469	4,154	13,315	5,653	1,083	4,570	11,816	3,071
前橋市	2,947	629	2,318	1,024	195	829	1,923	434
高崎市	3,078	736	2,342	1,058	256	802	2,020	480
桐生市	1,199	212	987	383	46	337	816	166
伊勢崎市	1,791	595	1,196	451	103	348	1,340	492
太田市	2,002	634	1,368	625	160	465	1,377	474
沼田市	492	94	398	160	23	137	332	71
館林市	650	147	503	208	39	169	442	108
渋川市	788	143	645	246	37	209	542	106
藤岡市	532	118	414	186	32	154	346	86
富岡市	431	68	363	134	15	119	297	53
安中市	479	88	391	165	20	145	314	68
みどり市	465	114	351	145	22	123	320	92
榛東村	130	27	103	58	5	53	72	22
吉岡町	174	56	118	58	17	41	116	39
上野村	15	1	14	4	0	4	11	1
神流町	30	1	29	13	0	13	17	1
下仁田町	77	3	74	23	0	23	54	3
南牧村	13	0	13	4	0	4	9	0
甘楽町	101	22	79	44	7	37	57	15
中之条町	200	30	170	51	9	42	149	21
長野原町	37	3	34	17	1	16	20	2
嬬恋村	97	16	81	28	4	24	69	12
草津町	57	6	51	16	2	14	41	4
高山村	43	6	37	11	1	10	32	5
東吾妻町	148	25	123	37	5	32	111	20
片品村	41	6	35	8	2	6	33	4
川場村	21	2	19	10	2	8	11	0
昭和村	70	14	56	16	1	15	54	13
みなかみ町	177	22	155	47	8	39	130	14
玉村町	275	73	202	99	13	86	176	60
板倉町	134	27	107	46	9	37	88	18
明和町	96	25	71	39	5	34	57	20
千代田町	71	18	53	22	6	16	49	12
大泉町	380	158	222	99	18	81	281	140
邑楽町	228	35	193	118	20	98	110	15
								95

イ 令和6年度末現在療育手帳所持者数

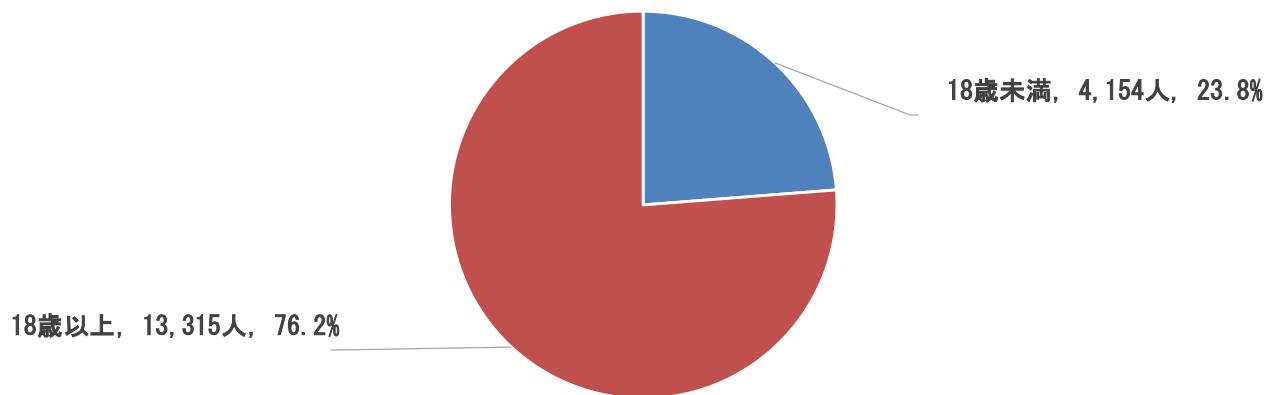
①所持者数

17,469 人

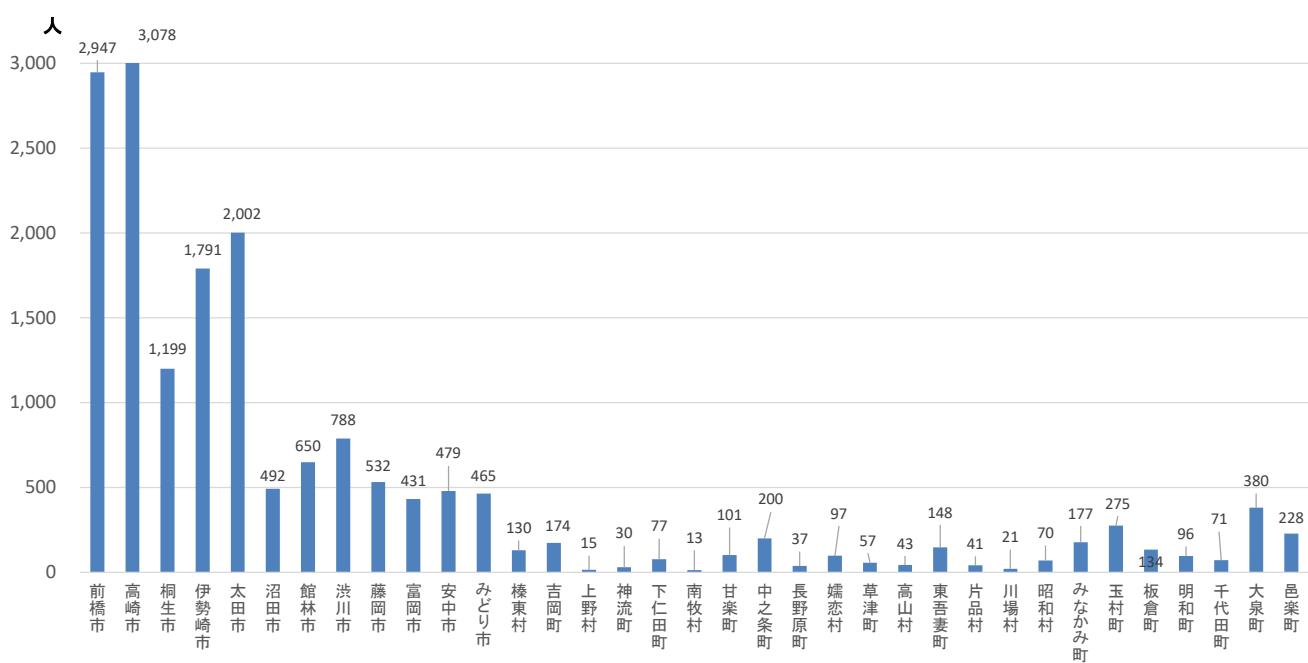
②程度別所持者数



③年齢別所持者数



④市町村別所持者数

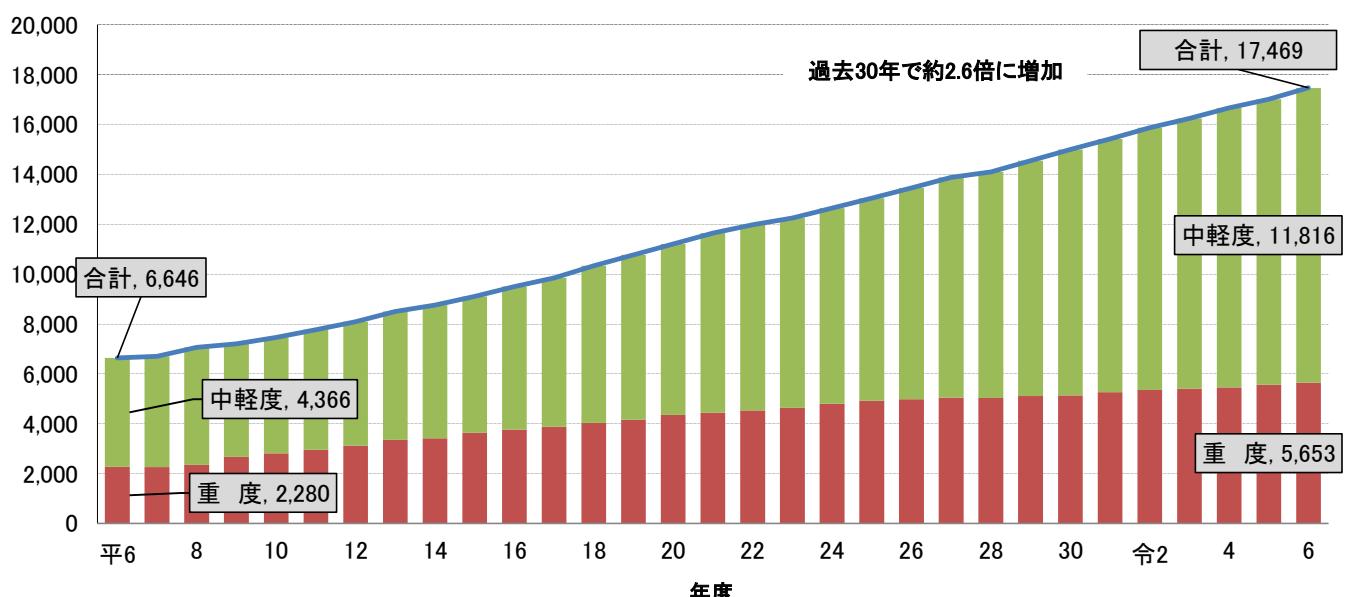


ウ 療育手帳所持者数の推移 (各年度 3月31日現在)

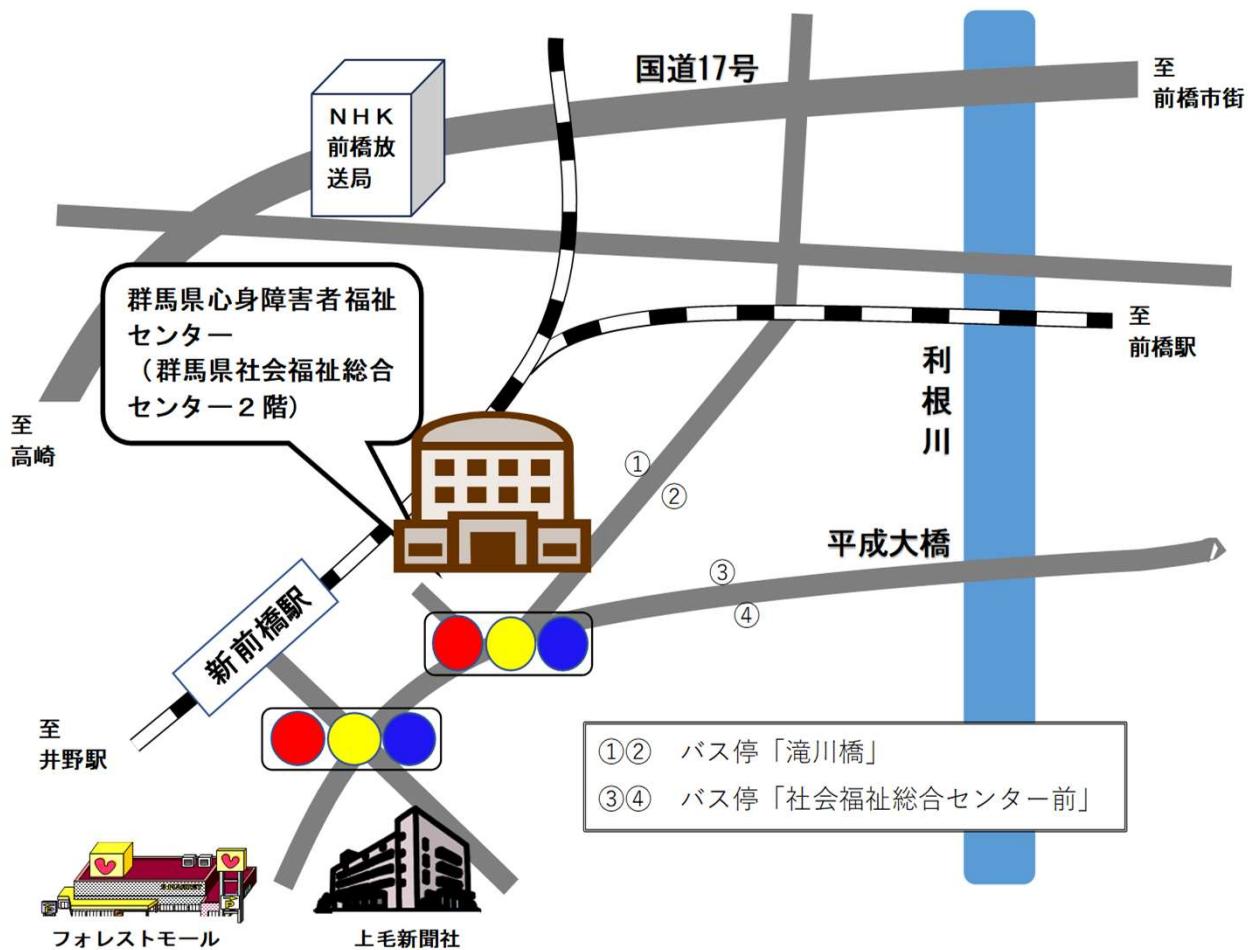
	重 度	中 軽 度	合 計	重 度 率
平6	2,280	4,366	6,646	34.3%
7	2,255	4,448	6,703	33.6%
8	2,357	4,711	7,068	33.3%
9	2,669	4,538	7,207	37.0%
10	2,821	4,649	7,470	37.8%
11	2,965	4,813	7,778	38.1%
12	3,120	4,970	8,090	38.6%
13	3,365	5,140	8,505	39.6%
14	3,419	5,334	8,753	39.1%
15	3,643	5,465	9,108	40.0%
16	3,761	5,733	9,494	39.6%
17	3,886	5,960	9,846	39.5%
18	4,039	6,303	10,342	39.1%
19	4,165	6,602	10,767	38.7%
20	4,358	6,856	11,214	38.9%
21	4,443	7,194	11,637	38.2%
22	4,531	7,454	11,985	37.8%
23	4,632	7,623	12,255	37.8%
24	4,803	7,835	12,638	38.0%
25	4,922	8,126	13,048	37.7%
26	4,985	8,468	13,453	37.1%
27	5,051	8,834	13,885	36.4%
28	5,045	9,055	14,100	35.8%
29	5,110	9,438	14,548	35.1%
30	5,144	9,851	14,995	34.3%
令元	5,275	10,142	15,417	34.2%
令2	5,351	10,520	15,871	33.7%
3	5,403	10,833	16,236	33.3%
4	5,460	11,208	16,668	32.8%
5	5,566	11,448	17,014	32.7%
6	5,653	11,816	17,469	32.4%

人

療育手帳所持者数の推移



## 群馬県心身障害者福祉センター案内図



### 群馬県心身障害者福祉センターへのアクセス

- ・JR利用の場合：新前橋駅東口より徒歩 5分
- ・バス利用の場合：「滝川橋」バス停下車徒歩 1分  
群馬中央バス／前橋 高崎線  
永井バス／マイバス西循環  
：「社会福祉総合センター前」下車徒歩 1分  
日本中央バス／川曲線
- ・自家用車利用の場合：構内駐車場あり

令和 7年12月発行

令和 7 年度業務概要（令和 6 年度事業実績）

編集発行 群馬県心身障害者福祉センター  
〒371-0843 前橋市新前橋町13-12

電 話027-254-1010  
F A X027-254-2299  
ホームページ 群馬県ホームページからお入りください  
(「組織から探す」→健康福祉部→心身障害者福祉センター)